正しきを正となす能はざるに至れば、社會は遂に暗黒となる。経済界の恐慌一般的の如き、
に対するに、労働者は弱いの秋、憐れむべきかな、資本家は強いって、恐慌に乗じ、力かぎり、社會でなんと云
はうとおもわれず、資本は屈伏して来いと、これが会社の為めなりと方針である
親愛なる市民諸君！　日本電気株式会社は、童に米国人の経営になっている、日本の労働者が
どんな条件をみるか、現在日本の社会がどうなろうとも、われわれ、どこ迄も、絶対に、能率増進
して、安い、品物に、進歩せねば、先に会社が云ひし如く、第四期、第五期、第六期、第七期、
第八期、利益が、殺傷出来ると云ふ、魔障は、分かるまい。
以上の理由で、日本全国の、経済の、渦中にある、吾等は、断じて、此の暴逆の為に、屈しない、
社会正義の、為めに、労働者、階級の、福祉の、為めにも、更に、吾等は、正しき、勇敢なる、為めにも、会社が、能と
云の方針で、進む、以上、吾等は、戦を、好まず、然れども、第四期、の、解決を、望んでいる、然し、現在の
解決は、基礎を、会社は、対抗、せざる、を得ない。
故に、親愛なる、市民諸君の、市場と、共に、西部の、為めに、会社が、屈する、迄、戦はんとす。

意　援　　日本電気株式会社争議団
　　日本労働総同盟　関東労働同盟会

争 13.8.29 第466号

秘甲第一〇一〇號

大正十三年八月二十八日

警視総監　太田政弘

内務大臣　若槻禮次郎殿
東京警備司令官　菊地鎮之助殿
社會局長官　田　広殿
京都、大阪、神奈川、兵庫、千葉
愛知、山梨、栃木、茨城各府縣知事殿
東京地方裁判所検事正殿

日本電気株式會社従業員ノ労働争議ニ関スル件
（第十五報）

首題争議ハ比較的會社側ノ態度冷静ナルト一方今回ノ解